

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1 東日本大震災津波からの復興について                      1-1 被災者の心のケアの充実について                      東日本大震災津波から6年が経過したが、沿岸被災地ではPTSD(心的外傷後ストレス障害)の発症が数多く報告され、児童生徒の不登校も増加するなど、被災者の心のケアの必要性が一層増している。                      県においては、震災後「こころのケアセンター」や「子どものこころのケアセンター」を設置し、被災者の心のケアに努めてきたが、今後更なる相談体制の充実が求められる。                      また、被災地の学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣し、被災した子どもたちの様々な相談に対応してきたところであるが、人員不足によって十分な対応ができていないという指摘があり、更なる増員が求められている。                      ついては、被災者の精神的な負担を取り除き、一日も早い心の復興を進めるため、「こころのケアセンター」や「子どものこころのケアセンター」の充実を図るとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの増員を図るよう要望する。</p>	<p>《被災者のこころのケアについて》                      保健師等が応急仮設住宅、災害公営住宅を巡回して行う健康相談や保健指導を実施するとともに、これらとも連携したこころのケアセンターによる専門的な相談支援を実施しているところです。                      こころのケアセンターの相談支援件数はやや減少傾向にあるものの、依然として年間1万件近い件数があり、住居環境の変化に伴うストレスや家庭問題、経済問題など、相談内容が複雑化・多様化してきていることから、専門スタッフの確保やスキルアップ等により支援の質を高めて対応していくほか、市町村が行う健康教育や自殺予防対策などを通じて、心の健康に資する意識啓発事業の充実に取り組んでいきます。</p> <p>《子どものこころのケアについて》                      震災により心に傷を負った子どもたちの心のケアについては、平成23年6月から宮古、釜石、気仙地区に「子どものこころのケアセンター」を開設し、県内外の専門医による相談活動を実施しています。                      平成25年には、中長期的に子どもの心のケアを実施していくための拠点として、「いわてこどもケアセンター」を矢巾町に開設し、沿岸3地区への巡回診療も行っているところであり、引き続き、子どもたちへの心のケアを継続していきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課、子ども子育て支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>被災地の学校へは、これまでスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置や派遣を行ってきたところであり、平成29年度は、全県でスクールカウンセラー69人、スクールソーシャルワーカー19人、加えて、沿岸部には巡回型カウンセラー13人を配置し、教育相談体制の充実を図っているところであり、引き続き、関係団体と連携しながら、幅広く人材の確保に努め、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等を進めていきます。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1 東日本大震災津波からの復興について 1-2災害公営住宅における見守り体制の強化について</p> <p>阪神淡路大震災の被災地では、被災者の高齢化が一層進み、災害公営住宅での孤独死が数多く発生するなど、いまだに大きな問題となっている。</p> <p>本県においても、災害公営住宅において孤独死が報告されており、一人暮らし高齢者の見守り体制の強化が急務となっている。</p> <p>神戸市においては、現在も集合住宅にLSA(生活援助員)が配置されており、被災高齢者の見守りや、生活援助を行っているところであり、本県においても同様の取組が必要であると考えます。</p> <p>については、被災地における孤独死防止や被災者の生活援助のため、一定規模の災害公営住宅に支援員を配置するなど、新たな支援策を講じるよう要望する。</p>	<p>被災地における見守りについては、県社会福祉協議会が配置する生活支援相談員と市町村が配置する支援員等が連携し、応急仮設住宅や災害公営住宅等において、戸別訪問、安否確認や相談、見守り活動を行うとともに、保健医療や福祉サービス等への適切な橋渡し、サロン活動など住民同士の交流の場の提供による福祉コミュニティの再生に努めています。</p> <p>生活支援相談員の災害公営住宅への配置については、市町村が配置している支援員等も含め、被災者の生活や環境の変化に適切に対応した見守りや相談体制となるよう、県としても市町村や社会福祉協議会等の関係団体と連携し、引き続き適正な配置に努めていきます。</p> <p>また、被災者の孤立あるいは孤立死を防ぐためには、生活支援相談員等による個別支援に加え、同じ地域で暮らす方々が互いに支え合う仕組みづくりが重要であるため、被災者に寄り添った支援の一層の充実に向けて、市町村や関係機関と連携し、地域での支え合い活動の推進に向けた取組等、中長期的な見守り等支援体制の充実を図っていきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの
	<p>応急仮設住宅や災害公営住宅の見守りは、社会福祉協議会が配置する生活支援相談員のほか、市町村が雇用する支援員等が、巡回により行っています。</p> <p>県では、市町村に対し、地域で必要とされる見守り等の支援体制が総合的に確保されるよう、平成28年度に拡充された被災者支援総合交付金の活用を含め要請してきており、陸前高田市においては災害公営住宅に市民交流プラザを設置したほか、釜石市においても生活応援センターの一部を災害公営住宅に併設するなど工夫されているところであり、引き続き見守り及びコミュニティ形成の支援体制の構築に、市町村とともに取り組んでいきます。</p>	復興局	生活再建課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>2 人口減少・少子化対策について 2-1結婚支援策の充実について 未婚化・晩婚化が進行する中、県においては平成27年10月に「いきいき岩手結婚サポートセンター(i-サポ)」を盛岡と宮古に設置し、若者の結婚支援に取り組んできたが、今年10月には、奥州市に県内3か所目となるセンターを設置して更なる支援体制の強化を図ってきたところである。 しかしながら、県民の認知度はまだまだ低く、市町村や結婚支援団体との連携も深まっていない状況が見受けられ、今後一層の周知と連携を図る必要がある。ついては、県民に対する周知に一層取組むとともに、センターの機能強化を図りながら効果的に事業を進めるよう要望する。</p>	<p>“いきいき岩手”結婚サポートセンター「i-サポ」を効果的に運営するためには、多くの県民の方々にセンターを知っていただくことが重要であると考えており、これまで、県、市町村等の広報誌やホームページ、テレビ、ラジオ、新聞などを活用して周知を行っており、引き続き、市町村、団体等の協力をいただきながら、積極的な周知に努めていきます。 また、今後、「i-サポ」会員の成婚率向上に向けて、市町村が委嘱する結婚支援ボランティアや地域で活動する支援団体等と連携した登録促進や結婚に向けた会員のサポート体制の構築について検討することとしています。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの
<p>2 人口減少・少子化対策について 2-2子どもの医療費助成の拡充について 子どもの医療費助成は、子どもの健康の維持増進や、子育て世帯の負担軽減を目的として全国の多くの自治体を実施しており、本県においても全ての市町村が実施しているところである。 県においても、未就学児までの通院費と小学校卒業までの入院費を助成しており、平成28年8月から「現物給付方式」にしたことは高く評価するところである。 しかしながら、一人親世帯の増加や、厳しい経済情勢の中で子どもの貧困も問題化し、子どもの医療費助成の必要性が一層高まっていることから、県としてもこれまで以上の支援が必要と考える。 また、同じ岩手の子どもであるにも関わらず、住む自治体で受ける支援が異なり、格差が生じていることは好ましくなく、多くの自治体から県の統一した制度が必要との要望も寄せられている。 ついては、市町村とともに県内市町村同一の医療費助成制度を検討し、他県でも実施されている中学校卒業までの医療費助成の拡充を要望する。</p>	<p>子どもの医療費助成については、県では、人口減少対策としての総合的な子育て支援施策の一環として、厳しい財政状況にはありますが、市町村等と協議の上、平成27年8月から助成対象を小学校卒業の入院まで拡大するとともに、平成28年8月からの未就学児及び妊産婦を対象として現物給付を実施したところです。 本県の子ども医療費助成について、対象者の範囲を中学校卒業まで拡充した場合、年間約4億8千万円と多額の財源を確保する必要があり、本県では、県立病院等事業会計負担金が多額になっているという事情もあることから、今後、国の動向を注視しながら、県の医療・福祉政策全体の中で、総合的に検討する必要があると考えています。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>2 人口減少・少子化対策について</p> <p>2-3企業による子育て支援の取組の促進について</p> <p>子育て支援を効果的に進めるためには、企業の理解と協力が不可欠である。</p> <p>平成17年に施行された次世代育成支援対策推進法では、常時雇用労働者101人以上の企業に対し一般事業主行動計画の策定が義務付けられ、100人以下の企業は努力義務とされているが、本県では、100人以下の企業の多くが策定していないのが実情である。</p> <p>また、本県においては、平成28年2月に「いわてで働く推進協議会」を設置し、「いわて働き方改革推進運動」の中で子育て支援に対する企業の理解と支援を促しているが、運動が企業に浸透しているとは言い難い状況であり、知事も宣言をした「イクボス」も広がりを見せていない状況である。</p> <p>ついては、県において、常時雇用労働者100人以下の企業にも一般事業主行動計画の策定を義務付ける条例を制定するとともに、企業におけるイクボスの取組を知事が先頭に立って進めるよう要望する。</p> <p>また、イクボス宣言を行った企業間で、従業員の子宝率や具体的な実施状況を共有するなど、企業における子育て支援を効果的に進めるとともに、先進事例をもとにした経営者、管理職のセミナーやワークショップの開催など、より効果が上がる方法で普及、啓発を図っていくよう要望する。</p> <p>併せて、「いわて子育てにやさしい企業等認証制度」等の優遇制度を見直すなど、企業が意欲を持って認証に向けた制度設計に着手できるよう、経営者、女性労働者との意見交換を積極的に行うとともに、事業所内保育施設、企業主導型保育事業などについて企業が活用できる子育て支援制度の周知を積極的に行うよう要望する。</p>	<p>知事によるイクボス宣言以降、毎年、県内の経済団体に対し、岩手労働局、盛岡市長とともに、働き方改革に向けた取組の推進について要請を行っているほか、経済団体や産業団体での講演の機会などで、「イクボス」の考え方や働き方改革について直接呼びかけているところです。</p> <p>また、岩手県男女共同参画センターを通じ、全国のイクボスの先進的事例を発表する経営者セミナーやワーク・ライフ・バランスをテーマにした出前講座などを開催し、企業・団体等へのイクボスの普及を図ってきたところです。</p> <p>今後も、「いわて働き方改革推進運動」、「子育てにやさしい企業等認証制度」や平成29年10月に創設した県独自の「いわて女性活躍企業等認定制度」の普及を通じて、連携して、イクボスの拡大を図っていきます。</p>	環境生活部	若者女性協働推進室	B 実現に努力しているもの
<p>一般事業主行動計画の策定については、岩手労働局が所管しているところであり、直ちに県条例を策定することは困難ですが、県では、一般事業主行動計画の策定要件とする「いわて子育てにやさしい企業等」認証により、100人以下の企業等の策定を促進しているところです。</p> <p>「いわて子育てにやさしい企業等」認証については、平成29年度から、いきいき岩手支援財団の「子育てにやさしい職場環境づくり助成金」の対象とするほか、県が発注する特定施策に係る物品及び印刷物制作業務において優先的な取扱いを行う対象事業数を拡大するなど、優遇措置の拡充を行うとともに、広域振興局による企業訪問や、商工団体や市町村を通じての広報用リーフレットの配付のほか、いきいき岩手支援財団の「ワーク・ライフ・バランス推進セミナー」や県ホームページでも周知しているところであり、引き続き認証企業の拡大を図っていきます。</p> <p>平成28年度に創設された「企業主導型保育事業」については、引き続き、市町村を通じて周知を図っていきます。</p>	<p>一般事業主行動計画の策定を促進するため、国では税制優遇政策に加えて、仕事と家庭の両立支援に取り組む中小企業事業主等に対する助成制度を設けています。</p> <p>県においても、岩手労働局と連携しながら、セミナーの開催等により、国の助成制度の利用促進を含む周知啓発を行うとともに、国に対し、助成制度や税制優遇措置の拡大についての要望も行っているところです。</p> <p>また、県が取り組む「いわて働き方改革推進運動」においては、従業員の適正な労働環境の確保のための取組項目数や実績を総合的に評価し、優れた取組の企業を表彰するとともに、取組内容を県ホームページ等に掲載し、広くPRを行っています。</p> <p>今後も、こうした周知・啓発活動を通じて、企業等における子育て支援の取組を促していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの
<p>一般事業主行動計画の策定を促進するため、国では税制優遇政策に加えて、仕事と家庭の両立支援に取り組む中小企業事業主等に対する助成制度を設けています。</p> <p>県においても、岩手労働局と連携しながら、セミナーの開催等により、国の助成制度の利用促進を含む周知啓発を行うとともに、国に対し、助成制度や税制優遇措置の拡大についての要望も行っているところです。</p> <p>また、県が取り組む「いわて働き方改革推進運動」においては、従業員の適正な労働環境の確保のための取組項目数や実績を総合的に評価し、優れた取組の企業を表彰するとともに、取組内容を県ホームページ等に掲載し、広くPRを行っています。</p> <p>今後も、こうした周知・啓発活動を通じて、企業等における子育て支援の取組を促していきます。</p>	<p>一般事業主行動計画の策定を促進するため、国では税制優遇政策に加えて、仕事と家庭の両立支援に取り組む中小企業事業主等に対する助成制度を設けています。</p> <p>県においても、岩手労働局と連携しながら、セミナーの開催等により、国の助成制度の利用促進を含む周知啓発を行うとともに、国に対し、助成制度や税制優遇措置の拡大についての要望も行っているところです。</p> <p>また、県が取り組む「いわて働き方改革推進運動」においては、従業員の適正な労働環境の確保のための取組項目数や実績を総合的に評価し、優れた取組の企業を表彰するとともに、取組内容を県ホームページ等に掲載し、広くPRを行っています。</p> <p>今後も、こうした周知・啓発活動を通じて、企業等における子育て支援の取組を促していきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの

いわて県民クラブ

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>2 人口減少・少子化対策について 2-4少子化対策県民税の創設について 公債費比率が高く、財政状況が厳しい本県において、最重要課題である少子化対策に投入できる予算は決して多いとは言えない。 しかしながら、少子化による人口減少は本県にとって最大の脅威であり、子育て支援の充実等により少子化に歯止めをかけることが今最も力を注ぐべき課題であると考えます。 よって、県民に対する少子化対策の重要性の啓発と医療費助成の拡充等、子育て支援充実のための財源を確保することを目的とした「少子化対策県民税」の導入を進めるよう要望する。</p>	<p>県では、少子化対策や、子ども・子育て支援の取組を推進するための財源として、県の一般財源に加え、地方消費税の引上げに伴う増収分の一部を充てているほか、国の地域少子化対策重点推進交付金を活用して、結婚や妊娠・出産、子育てに温かい社会づくりに向けた機運醸成に取り組んでいるところです。 新たな超過課税の導入については、子育て世代も含めて県民生活に影響を及ぼすものであり、県民の十分な理解が必要であることから、受益と負担の関係など、慎重な検討が必要であると考えています。 更なる超過課税を実施するに当たっては、新税導入の効果と税の使途、新税を導入して特別に実施しなければならない財政上の理由、県民の担税力への配慮と課税に対する公平感の確保、事業への県民参画意識の醸成などに配慮又は検討がなされなければならないと考えているところであり、新たな超過課税の導入については慎重に対応する必要があると考えています。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	D 実現が極めて困難なもの
<p>2 人口減少・少子化対策について 2-5子育て支援員研修制度の推進について 保育施設における保育士等の人員不足を解消するため、国は平成27年度に子育て支援員認定制度を創設した。 これを受け、全国の都道府県で制度の運用が始まっており、東北においても宮城、山形などで県が主体となって研修施設を選定し、支援員の認定を行っているところである。 しかしながら、本県においては、保育は市町村事業との認識から、事業の取組を各市町村の自主性に任せており、特段の指導や助言も行っていないのが実情である。このため、市町村は、研修のための施設を独自に設けるなどしているが、当該市町村の住民以外は研修受講の対象外となるため、在住の市町村に研修施設がない地域の住民が研修を受けられないという問題も生じており、早急に対応策を講じていかなければならない。 については、市町村の取組状況や課題を早急に把握し、県が地域ごとに研修施設を選定するなど、県が主体的に子育て支援員認定事業に取り組むことを要望する。</p>	<p>子育て支援員研修については、地域型保育事業や地域子ども・子育て支援事業等の実施主体である市町村において、各地域の実情に応じて実施することが重要であると認識しています。 県においては、市町村が円滑に研修等に取り組めるよう必要な情報の提供等に努めていきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>2 人口減少・少子化対策について 2-6 県庁内保育所の設置について 安心して子ども産み育てられる社会を実現させるためには、子どもを産んでも安心して働き続けることができる職場環境の整備が不可欠である。 職場環境の整備を推進する方策の一つである事業所内保育施設は、働く親の負担軽減が図られるのみならず、子育て期に大切な親子の時間の確保を容易にし、仕事と子育ての両立に大きく寄与する有効な取組であると考えます。 また、子どもたちが、働く親を身近に感じ生活をすることで、勤労意欲の喚起と、将来のライフプランニングの一助となることも期待できる。 さらに、中小企業が多い本県において、県自らが事業所内保育に取り組むことにより、その効果と必要性を県内企業に周知・普及させることができ、更なる子育て支援の促進が図られると考える。 については、県が県内企業の「子育て支援ロールモデル」となり、県内企業による子育て支援を促進するため、県庁内保育所の設置を進めるよう要望する。</p>	<p>県庁内保育所の設置については、職員の「仕事と家庭の両立」を支援する方策の一つと考えており、平成28年度に庁内の横断的なワーキンググループの設置や県庁舎及び盛岡地区合同庁舎に勤務する全職員を対象にしたニーズ調査を実施したところです。 平成29年度は、平成28年度に設置したワーキンググループを医療局及び教育委員会を含めたものに拡充するとともに、庁内保育施設の設置に関する検討委員会を設置し、庁内保育施設設置の必要性や仮に設置するとした場合の諸課題について、検討してきました。 今後においても、ワーキンググループや検討委員会で諸課題に対する具体的な検討を進めていきます。</p>	総務部	総務事務センター	B 実現に努力しているもの

いわて県民クラブ

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>3 若者支援について</p> <p>県では、若者の活動を支援するため、平成26年から「いわて若者会議」、「いわて若者文化祭」を開催している。</p> <p>このうち、今年で4年目となる若者会議は9月に盛岡市内で開催されたが、参加者が100人程度と少なく、出演者からも誰に向けてどのような目的で開かれ、どんな成果を上げているのか疑問の声が上がるなど、県が若者支援の施策の目玉に挙げるほど、県内全域の若者に波及しているとは考えられない。</p> <p>また、若者文化祭も開催意義が不明確であり、1,000万円を投じた事業としての費用対効果にも疑問を感じるものである。</p> <p>については、本来の目的である若者の県内定着、地域に貢献する人材を育成するという成果につなげるために、若者支援の方法をイベント重視の施策から若者の雇用環境の改善や就職後の資格取得費用の支援など、若者が県内に就職できる環境づくりと人材育成に転換するよう要望する。</p>	<p>いわて若者文化祭は、復興を進めていく中で、地域において多くの若者が活躍していることから、岩手の未来を創造していくためには、若者の継続的な力が不可欠であるとの考えのもと、若者が取り組む様々な活動の成果を発表し、互いに交流する機会を提供して、若者の活動を後押しすることを目的に開催しているところです。</p> <p>若者文化祭の開催により、地域活性化の担い手として期待される若者の活動がさらに活発になり、学校・職場・地域の枠を超えたつながりが生まれ、若者活躍のネットワークづくりや基盤づくりにつながるものと考えております。</p> <p>また、様々な若者活躍支援策の中で、いわて若者文化祭は、若者の主体的な活動を促し、交流の機会を提供する重要な取組の一つであると考えており、引き続き若者の活動を支援していきます。</p>	文化スポーツ部	文化スポーツ企画室	C 当面は実現できないもの
	<p>いわて若者会議は、地域で活躍する若者同士のネットワークづくりを図り、様々な意見交換を行うことを目的に開催し、地域、学校、職場を超えた新たな若者のつながりが生まれてきたところです。</p> <p>平成29年度のいわて若者会議は、若者が描く岩手の将来像について幅広く意見交換を行い、釜石市、二戸市及び東京会場では、取組発表者と会場参加者によるトークセッションを行うとともに、県内会場では県内外の多くの若者に動画配信を行ったところです。これらの取組により若者の定着や人材育成につながっているものと考えています。</p> <p>今後も、いわて若者会議において、若者から積極的な発言と多様な意見交換、交流が行われるよう、実施方法や情報発信方法を工夫しながら、引き続き若者の活動を支援していきます。</p>	環境生活部	若者女性協働推進室	B 実現に努力しているもの
	<p>なお、県では、いわてで働こう推進協議会等における取組を通して、関係機関との連携の下、若者が県内に就職できる環境づくりや人材育成等に引き続き取り組めます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>4 地域医療の確保について</p> <p>4-1 地域医療構想の実現に向けた安定的な医療提供体制の構築について</p> <p>近年、医師・看護師不足が叫ばれ、また高齢化の進行によって医療費が増大する中、国においては地域医療改革を目的に「地域医療構想ガイドライン」を示し、本県においても平成28年3月に2次医療圏における病床機能ごとの必要病床数などを定めた地域医療構想を策定したところである。</p> <p>この構想の実現には、地域の医療に関わる全ての関係者の理解と協力が必要であるが、特にこれまで各医療圏において中心となって地域医療を支えてきた県立病院には、構想実現のための中心的役割を担うことが期待されている。</p> <p>については、地域医療構想が示す岩手の医療のあるべき姿の実現に向け、これまで以上に市町村立病院、民間医療機関等との医療連携を進めるとともに、新たな公立病院改革ガイドラインで示された、公立病院の統合・再編などの「効率化」や「ネットワーク化」にも積極的に取り組み、安定した地域医療提供体制の構築を図るよう要望する。</p>	<p>平成28年3月に策定した岩手県地域医療構想の実現に向けては、構想区域毎に設ける地域医療構想調整会議において病床機能の分化と連携や在宅医療等の体制整備などについて関係者の合意を形成しながら将来のあるべき医療提供体制の構築に取り組むこととしています。</p> <p>仮に公立病院の統合・再編の提案があった場合、公立病院の統合・再編は地域の医療提供体制に大きな影響を与えることから、地域医療構想調整会議において、関係者の合意を得ながら検討を進める必要があるものと考えます。</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>医療政策室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>4 地域医療の確保について</p> <p>4-2 県立病院の医師・看護師の確保について</p> <p>全国的に深刻な医師不足は、本県にとっても例外ではなく、とりわけ県立病院においては深刻で、多くの県民から心配の声が寄せられている。</p> <p>また、医師の非常勤化が進み、必要な医療行為が常時受けられないなどの問題も生じており、このことは常勤医の勤務時間数の増加など労働環境の悪化にもつながり、更なる医師の退出を招くことで経営悪化の流れにもつながっている。</p> <p>また、看護師についても厳しい勤務環境によって離職者が増加し、必要な人員の確保がなされていないのが現状であり、看護師確保も喫緊の課題となっている。</p> <p>については、全ての県民に安定した医療を提供するという県立病院の役割を果たすためにも、医師・看護師の勤務環境の改善や、若い医師が定着したいと思うような魅力ある病院づくりにこれまで以上に取り組み、医師・看護師の確保に努めるよう要望する。</p>	<p>医師の不足については、県としても深刻に受け止めており、派遣元である関係大学を訪問するなど医師の確保に努めているところですが、関係大学においても医師の絶対数が不足しているため、非常に厳しい状況が続いています。</p> <p>今後においても、引き続き関係大学に医師の派遣を要請するほか、即戦力となる医師の招聘や臨床研修医の積極的な受入や奨学金養成医師の計画的な配置など医師の確保に取り組むとともに、医師の待遇改善については、病院現場で勤務する医師から直接意見を聴取するなど幅広く要望の把握に努め、可能なものから取組を進めていきます。</p> <p>看護師の勤務環境の改善については、育児短時間制度の導入や看護補助者の夜勤導入など、育児支援制度の充実や看護師の業務負担の軽減を図りながら、魅力のある働きやすい職場環境への改善に取り組んでいるところです。</p> <p>看護師等の職員配置については、診療機能等を勘案しながら、患者数や業務量等に応じて配置することとしており、地域の実情等にも十分配慮しながら、必要な職員の確保に努めていきます。</p>	<p>医療局</p>	<p>医師支援推進室・職員課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>5 教育の向上について</p> <p>5-1いじめ対策の強化について</p> <p>全国でいじめ問題が深刻化したことを受け、平成25年9月にいじめ防止対策推進法が施行されてから4年が経過した。</p> <p>これまで、いじめ防止対策推進法に基づき文部科学省が策定した国のいじめ防止基本方針に沿って、学校における道徳教育の充実や、相談体制の整備、被害に遭った児童生徒の支援の強化等の取組が進められてきたところである。</p> <p>しかしながら、いじめ防止対策推進法の施行後においても、本県でいじめを苦に2人の中学生が相次いで自ら命を絶ち、全国でも多くの児童生徒がいじめによって尊い命を失う悲しい出来事が続いている。</p> <p>また、文部科学省が行った平成28年度生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査によれば、いじめの件数が過去最高となるなど、いじめが減少していない実態が明らかになっている。</p> <p>このことから、いじめ対策の更なる強化が必要であり、特に、子ども同士が関わる時間が長い学校における取組はより重要であると考えます。</p> <p>ついては、いじめをなくすための教育の充実、教員の研修機会の拡充や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の人的体制の整備等、いじめ対策を強力に進めることを要望する。</p>	<p>いじめ問題の対策について、平成29年度は、平成28年度に定めた「いじめの積極的認知」、「教職員間の情報の共有」、「組織的な対応」の三つの重点取組を継続するとともに、新たに「自殺予防に係る取組」、「関係者への情報共有と連携」、「児童生徒による取組の推進」を重点取組と位置付け、各学校で取り組んでいるところであり、総合教育センターにおける教員研修や各教育事務所主催の教員研修を実施し、研修機会を確保しています。</p> <p>また、教育相談体制をより一層充実させるために、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置等を進めていきます。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>学校調整課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>5 教育の向上について 5-2 県立高校の再編について 少子化が進む本県にとって、地域を守っていくためには若者の地元定着が必要不可欠である。 特に高校生は、地域行事への参加や奉仕活動など多方面にわたる地域づくり活動にも参加し、活躍しており、卒業後も、地域の産業を担い、ふるさとを守る人材として大いに期待されている。 しかしながら、出生数の減少に伴って地域の高校の小規模化が進行し、本県においても新たな高校再編計画の下、順次学校統合、学科改編が進められるなど、地域の高校は極めて厳しい状況に置かれている。 については、地域にとって重要な高校が、これからも地域との結びつきによって地域の人財育成を担っていくことができるよう、特色ある学校のあり方について広く地域住民の意見を聞きながら、学校と地域との協働体制を積極的に構築するよう要望する。</p>	<p>平成28年3月に策定した「新たな県立高等学校再編計画」においては、望ましい学校規模の確保による教育の質の保証と、本県の地理的諸条件等を踏まえた教育の機会の保障を大きな柱として、地域の高校を出来る限り存続させることを基本的な考え方とし、本県における高校教育のより一層の充実を図り、次代を担う自立した社会人としての基礎的な資質を有する人材の育成、ふるさとを守る人材の育成を目指しています。 今後も、引き続き、生徒にとってより良い学びの環境を確保していくため、様々な形で地域と意見交換を行いながら、地域と高校の連携に努めていきたいと考えています。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	B 実現に努力しているもの
<p>5 教育の向上について 5-3 情報モラル教育の推進について 全国的に子どもたちのスマートフォン、携帯電話の所持率が高くなっているが、本県においてもその割合が年々高くなっている。 スマートフォンは、情報化社会において必要なものになっている反面、様々な害も指摘されており、特にスマホ依存による健康への害や、「ライン」等のアプリケーションがいじめの温床になっていることなどが問題視されている。 これらの問題に対処するため、県では平成20年度から総合教育センターにおいて情報モラル教育を進めているが、他県では、夜9時以降はスマートフォンやゲーム機を使わないなどの共通ルールを設けるなど、県が主導的に規制をかける取組が行われている。 については、様々な悪影響を及ぼすスマートフォン等から子どもたちを守るためにも、県が主導的に利用のルールを設けるなど、積極的な対策を講ずるよう要望する。</p>	<p>スマートフォン等の利用については、児童生徒の主体的な判断をもとにした情報モラルの向上が重要であると考えています。今後も、各学校において情報モラル教育を進めるとともに、総合教育センターにおいて開発した体験型の教材を用いた情報モラル教育を推進します。 また、情報モラル教育指導者養成研修会を実施し、各学校で情報モラル教委の中核となる教員の養成に努めていきます。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>5 教育の向上について</p> <p>5-4 35人以下学級の拡充について</p> <p>近年の社会情勢等の変化により、学校には一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応が求められてきている。</p> <p>また、障がいのある子どもたちや日本語指導を必要とする子どもたちへの対応に加え、いじめや不登校など生徒指導の課題も顕著になっており、このような課題の解決に向けて、少人数学級の推進など計画的な定数改善が必要となっている。</p> <p>また、我が国は、他のOECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多く、一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためにも、少人数学級の着実な推進が求められているところである。</p> <p>現在、法令に基づく35人以下学級の実施は、小学校1年生までにとどまっているが、本県では厳しい財政状況の中にあっても、小学校1～4年生、中学校1年生で35人以下学級を実施していることは評価するところである。</p> <p>しかしながら、教員の負担は年々増加し、学力向上の取組にも支障が出ている状況であり、これらを解消するためにも、35人以下学級の高学年への拡充が必要と考える。</p> <p>については、子どもたちに学力向上のみならず、豊かな人間形成が図られるためのきめ細かな教育を施すことができるよう、35人以下学級の対象学年の更なる拡充を要望する。</p>	<p>本県においては、安定した学校生活や学力の向上などを図るため、加配定数の確保を国に強く働きかけながら、少人数学級の対象を順次拡大してきており、平成29年度からは、新たに中学校3年生をその対象に加え、中学校全学年に導入したところです。</p> <p>また、平成30年度は、平成31年度からの小学校6年生への拡充も視野に入れながら、新たに小学校5年生に35人以下学級を導入します。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>教職員課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>5 教育の向上について</p> <p>5-5小中学校、義務教育学校における特別支援教育について</p> <p>県内の小学校区分の特別支援学級は現在519学級あり、特別支援教育の免許を持った教員は666人、中学校区分では257学級、教員は128人である。</p> <p>小学校では特別支援学級を150人ほど上回る教員がいるにもかかわらず、特別支援学級に配置されている教員の数は30%程度である。</p> <p>一方、中学校においては支援学級の半分程度の教員数しか確保されておらず、特別支援学級の児童生徒数の増加に間に合っていない。</p> <p>特別支援学級の担任については、免許を持った教員の配置により子どもが服薬しなくとも落ち着いて学習や生活ができるとの実感から、保護者からは免許保有教員の適切な配置を望む声が上がっている。</p> <p>専門的な知識を持つ免許保有教員の積極的な配置により専門的な知見と指導経験の両立を図るとともに、地域の特別支援教育コーディネーターの活用により、医療機関や福祉施設などと学校・家庭との相談機能の強化と連携を推進するよう要望する。</p>	<p>小中学校は普通教育であることに加え、受験者を広く確保する観点などから、特別支援教育の免許の有無は必須の条件としていませんが、中には免許を有する者も一定数います。</p> <p>特別支援学級の担任の配置については、免許保有の有無に加え、これまでの指導経験や指導実績、更には人材育成の観点などを含め、総合的な判断のもとに人事配置を行い、適任者を配置しています。</p> <p>特別な支援を要する子どもや保護者に寄り添った指導を行うに当たっては、専門的な知見や指導経験などを共有することが大事であり、研修の充実や特別支援教育コーディネーター等による、担当教員への助言・援助を含め、学校におけるサポート体制の充実を図りながら、保護者の期待にも一層応えていけるような体制の構築に努めます。</p> <p>また、特別支援学校の地域支援の一つとして、特別支援教育コーディネーター連絡会を地域ごとに設定しています。関係機関との連携や具体的な支援方法に関する研修会を開催するなどして専門性を高め合い、小中学校・義務教育学校を含めた各地域の特別支援教育の推進を図っています。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>学校教育課、教職員課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>5 教育の向上について</p> <p>5-6フリースクール等との連携など不登校対策について</p> <p>平成28年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、全国の不登校の生徒の数は小中学校でおよそ13万人、岩手県では1,000人以上の子供たちが学習の機会を逃している。</p> <p>特に、中学生の不登校は、学習の遅れにより高校への進学もままならいにもかかわらず、義務教育機関の終了による支援の途切れが問題となっている。</p> <p>県内には小中学生を対象にした9つの適応指導教室があるが、その利用率は1割程度で、利用できる環境にない、あるいは適応できない子供たちは、学びの喪失期間が原因で将来の社会的自立が困難になるケースが多いのが現状である。</p> <p>義務教育期間からの不登校が原因で苦しんでいる子供たちの学習の機会の確保と居場所づくりは急務であり、まずは子供と保護者の置かれている現状と、中学卒業後の進路に悩む保護者の声に耳を傾ける機会を確保するよう要望する。</p> <p>また、神奈川県などと同様に県教委とフリースクール等との協議会などネットワークづくりをして、不登校や学校に適応できない子供の学習の機会の確保に努めるよう要望する。</p>	<p>県教育委員会としては、スクールカウンセラーの配置等により教育相談体制の充実を図るとともに、市町村教委においては、学校における個別の支援に加えて、学校外に「適応指導教室」等を設置し、不登校児童生徒を取り巻く環境の改善を図って、学校復帰に向けた取組を推進しています。</p> <p>また、教育委員会がフリースクールなどの民間団体や福祉関係機関等との連携の役割を担うなどの取組を進めているところであり、今後も、不登校児童生徒への支援をより充実させるとともに、フリースクールなど、関係機関等との連携を促進していきたいと考えています。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>学校調整課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>6 国際リニアコライダ－の誘致促進について</p> <p>ILCの国内誘致に向けては、建設候補地の北上高地を抱える我が県を中心に、研究者・自治体・民間団体等が一体となって取り組んできたところである。</p> <p>しかしながら、ILCの誘致においては莫大な建設費用が大きな課題となっており、国は慎重な検討が進めてきたが、平成29年11月にカナダで開かれた国際将来加速器委員会(ICFA)において、初期コストを抑え、施設を段階的に建設する、いわゆる「ステージング」が正式に了承されたことにより、コスト面の課題解消につながり、誘致実現に大きく前進するものと期待される。</p> <p>については、ILC誘致を新年度の最重要課題に位置付け、誘致の判断の期限とされる来夏に向け、県を挙げて誘致活動に取り組むよう要望する。</p>	<p>国際リニアコライダ－(ILC)の実現は、日本が世界に大きく貢献するとともに、高度な技術力に基づくものづくり産業の成長発展のみならず、日本再興や地方創生にも大きく寄与するものと考えています。そのため、これまでも岩手県内はもとより、東北大学や東北ILC推進協議会などの関係団体等と連携しながら、東北一丸となってILC実現に向けた活動を推進してきたところです。</p> <p>県としては、関係団体等とも連携しながら、国に対しILCの国内誘致の政府判断までのプロセス等について具体的に明示するとともに、資金の分担や研究参加に関する国際調整等を速やかに進め、ILCの国内誘致の方針を早期に決定するよう要望しているところです。</p> <p>平成30年度はILC実現の正念場であり、これまで以上に東北ILC準備室や関係団体と、一層綿密に協議、調整し、ILCの実現に向けて取り組んでいきます。</p>	政策地 域部	科学IL C推進 室	B 実現 に努力 している もの
<p>7 農林業の振興について</p> <p>7-1 農業の担い手確保について</p> <p>少子化・高齢化の進行に加え、農畜産物の価格低迷等によって厳しい農業情勢が続く中、農業の担い手不足が深刻な問題となっている。</p> <p>認定農業者など地域農業を担う農業者も高齢化しており、今後農業農村を守っていくためにも、若い担い手の確保が急務である。</p> <p>国も、新規就農者に対する経済的支援などの対策を講じてきたが、現実には農家出身者以外が農業を開始するまでに農地や住宅の確保が難しいことや、農業機械等の購入資金の確保も大きな支障となっていることから、担い手となる若い農業者が増えないのが現状である。</p> <p>については、新規就農者を確保するため、新規就農者向け農業機械のリース事業の創設など、非農家出身者が新たに農業を始めることができるような施策の充実を図るよう要望する。</p> <p>併せて、規模拡大を目指す農業後継者に対する機械設備等の助成制度の創設など、農業後継者育成支援にも積極的に取り組むよう要望する。</p>	<p>県では、地域農業に意欲を持って取り組む新規就農者の確保・育成が極めて重要であると認識しており、県内外で就農相談会を開催しながら、農家出身を問わず、就農希望者に対し経営の開始から定着に至るまで、発展段階に応じて支援しています。</p> <p>農地や農業機械など初期投資については、農地中間管理事業、青年等就農資金、経営体育成支援事業などのほか、岩手県農業公社の地域経営資源継承支援事業により支援しています。また、就農前の研修や経営確立時期の取組については、国の農業次世代人材投資事業(旧青年就農給付金事業)により支援しています。</p> <p>今後とも、地域と連携しながら住宅の確保なども含め支援していくとともに、国に対し、事業の継続と予算の十分な措置等を要望するほか、独自の支援策についても検討していきます。</p>	農林水 産部	農業普 及技術 課	B 実現 に努力 している もの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>7 農林業の振興について 7-2 林業の担い手確保について</p> <p>県産材の取引価格は1980年代がピークであったが、徐々に下降線をたどり、現在はピーク時の3分の1程度になっており、我が県の林業情勢は依然として厳しい状況である。</p> <p>そのような中、近年のバイオマス発電の普及、そして昨年本格稼働した大規模な合板工場の立地によって需要増が期待され、明るい兆しも見えている。</p> <p>しかしながら、2010年の国勢調査によると、全国の林業従事者は約51,000人で、昭和35年の約44万人から大幅に減少している。本県でも、平成25年度の年間60日以上の林業従事者は2,098人とどまり、今後岩手の林業振興を図っていく上で、担い手の確保が重要な課題となっている。</p> <p>については、今後見込まれる林業従事者の不足への対応、森林経営の長期的なプランニングができる人材の育成・支援のために、林業アカデミーの充実をはじめとした担い手確保に積極的に取り組むよう要望する。</p>	<p>県では、平成28年度を初年度とする「岩手県林業労働力確保基本計画(第5次)」を策定し、担い手の確保・育成の取組を推進しており、具体的には、「緑の雇用現場技能者育成対策事業」による林業就業ガイダンスの開催や新規就業者の経験に応じた段階的なOJT研修等を実施しています。</p> <p>また、雇用の受け皿となる林業事業体に対し、雇用管理の改善と事業の合理化を図るため、「林業事業主改善計画」の策定や計画に基づく実践を指導しています。</p> <p>平成29年4月には、林業の知識や技術を体系的に習得できる研修型の人材養成機関として、「いわて林業アカデミー」を開講し、15名を養成してきました。</p> <p>今後とも、市町村や関係団体と一体となって、支援制度の一層の周知を図り、林業の担い手の確保・育成に努めていきます。</p>	農林水産部	森林整備課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>7 農林業の振興について 7-3森林病虫害対策の強化について</p> <p>県の木でもあるナンブアカマツは、本県の木材産業を古くから支えてきた重要な樹種となっている。</p> <p>ところが、昭和54年に本県で初めて松くい虫の被害が確認されてからは被害が急速に拡大・北上し、県南部のアカマツ林は壊滅的な状況となっている。</p> <p>現在、県央部まで被害範囲が拡大し、被害先端地域にある自治体では被害拡大防止のための懸命な取組が行われている。</p> <p>しかしながら、地球温暖化によるマツノマダラカミキリの生息範囲の拡大や、森林所有者の森林への関心の低下による手入れ不足のアカマツ林の増加などにより、被害範囲の拡大に駆除が追いつかず、これまで被害がなかった県北部にまで被害が広がることが危惧される。</p> <p>県北部は、森林の多くがアカマツ林であり、松くい虫の被害拡大は、地域の林業関係者に大きな打撃を与えるだけでなく、本県の林業生産活動に重大な影響を及ぼすことが懸念される。</p> <p>については、県においては、国、市町村との連携を強化し、一体となって松くい虫被害の終息に向けて総合的な被害対策に取り組むとともに、市町村に対する独自の補助制度の充実強化及び予算の確保を図るよう要望する。</p> <p>また、県内ではナラ枯れが新たな問題となっており、松くい虫対策と同様に市町村と一体となった被害防止に万全を期すよう要望する。</p>	<p>県では、「松くい虫被害対策実施方針」に基づき、被害先端地域での徹底的な駆除、被害まん延地域での樹種転換や重要な松林の予防措置等、被害状況に応じた総合的な防除対策を、国、市町村及び関係団体が一体となって推進しています。</p> <p>被害先端地域の市町村に対しては、補助事業に加え、市町村負担の無い「大臣の命令」及び「知事の命令」に係る駆除を引き続き実施していくとともに、事業予算の確保について国に要望していきます。また、県単独事業として、これまで行ってきた「いわての森林づくり県民税事業」の「松くい虫クリーンアップ処理」に加え、被害がまん延した松林を広葉樹林化する「アカマツ林の広葉樹林化促進」の取組を平成28年度から実施しています。</p> <p>ナラ枯れ被害についても、松くい虫と同様に、国、市町村及び関係機関と連携を図りながら監視を強化し、被害木の早期発見、徹底駆除と併せ、予防を目的とした伐採利用を促進する取組を推進しています。</p>	農林水産部	森林整備課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>7 農林業の振興について 7-4有害鳥獣対策の推進について 地球温暖化による生息環境の変化、高齢化による狩猟者数の減少などによって全国的に有害鳥獣が増加し、様々な分野において被害が拡大している。 本県においてもシカやイノシシなどによる食害で農作物に深刻な被害が出ている他、熊などの大型動物による人的被害も頻発している。 財産のみならず生命・身体を守るためには、生態系に配慮しながら有害鳥獣を一定数駆除する必要があるが、捕獲後の処理にかかる負担や、駆除が追いつかないなど、様々な課題により個体数削減に至っていない。 よって、県においては、不足する狩猟者を確保するため、鳥獣被害防止特措法の改正などを国に働きかけるとともに、電気柵等侵入防止施設の安全確保対策や、ドローンを使った生態や個体数把握等、有害鳥獣被害対策に積極的に取り組むよう要望する。</p>	<p>県では、狩猟者確保に向けて、狩猟免許試験の「予備講習会」や狩猟に興味のある県民を対象とした「捕獲の担い手研修会」を開催し、新規狩猟者の確保に取り組むとともに、国に対し、捕獲の担い手の確保に資する施策を充実させるよう要望しているところです。 また、電気柵等侵入防止施設の安全確保対策については、引き続き、設置者に対して点検・改善指導を実施していきます。 今後も、各市町村で策定している鳥獣被害防止計画が効果的に推進されるよう、①有害鳥獣捕獲(つかまえる)、②被害防止(まもる)、③地域ぐるみの防止活動(よせつけない)の3つの観点から鳥獣害対策を実施するとともに、ニホンジカについてはモニタリング調査を実施し、生息状況や生息密度の把握に努めていきます。</p>	環境生活部	自然保護課	B 実現に努力しているもの
		農林水産部	農業振興課	

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>8 県出資法人等の経営健全化について</p> <p>県が出資する団体や企業の多くは、低迷する経済情勢の中で厳しい経営を強いられている。</p> <p>特に岩手県競馬組合においては、堅調なインターネットでの売り上げに支えられ収支均衡が図られてはいるものの、入場者数の減少に歯止めがかからず、自場発売額も伸び悩んでいることから、今後一層の改革と経営努力が求められる。</p> <p>また、施設や設備の老朽化も進み、整備・補修にかかる費用の増大が懸念されるとともに、馬資源や厩務員等の人材確保も難しくなることが予想され、事業や予算執行においては、緊急性かつ重要性を最優先するという考えに立った運営が必要であり、県においてもこれまで以上の指導・監督の強化が求められる。</p> <p>また、IGRいわて銀河鉄道においても、運賃収入の減少によって昨年度に続き二期連続の赤字決算の見通しとなるなど、これまで以上の経営努力は勿論、50%を超える株式を所有する県としても、経営に対する厳しい監視や、経営改善のための助言や指導が必要と考える。</p> <p>については、県が出資する団体や企業の経営についても、県の事業であるという強い認識の下、それぞれの自主性を尊重しつつも、健全経営のための監視や指導を適切に行うよう要望する。</p>	<p>県出資等法人等が、最も効率的に質の高いサービスを提供するとともに、その経営が将来にわたって県民の負担を招くことのないように、継続的な改善の取組が求められているところです。</p> <p>県としては、毎年度の運営評価制度等の取組を通じて、法人等の果たすべき役割や課題を明らかにし、県の施策の連携強化に努めるなど、引き続き、法人等の運営改善に向けた取組を進めていきます。</p> <p>また、岩手県競馬組合は、岩手県、奥州市及び盛岡市を構成団体とする一部事務組合であることから、県としても、岩手競馬が安定的に運営されるよう、他の構成団体とともに、引き続き組合を支援していきます。</p>	<p>総務部</p>	<p>財政課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>9 道路・河川の整備について</p> <p>9-1 国道343号新笹ノ田トンネルの整備について</p> <p>県南地域における沿岸と内陸部の横軸連携は、東日本大震災津波からの復興と、ILC誘致実現に向けての協調体制の構築の上でも重要である。</p> <p>その交流連携において重要な役割を果たすのが、両地域を結ぶ幹線道路であり、特に国道284号、国道343号は要となる幹線道路として役割が期待されている。</p> <p>しかしながら、国道343号は笹ノ田峠という交通の難所を抱え、沿岸、内陸両自治体や住民団体から、更なる整備促進が要望されているところである。</p> <p>については、震災からの復興とILC建設を見据えた環境整備の面からも、国道343号新笹ノ田トンネルの整備を進めるよう要望する。</p>	<p>国道343号については、今回の震災において内陸部と気仙地区をつなぐ道路として大きな役割を果たしたことから、復興実施計画において県の復興支援道路に位置付け、重点的に整備を進めているところです。</p> <p>笹ノ田峠の新しいトンネル等による抜本的整備については、県の公共事業評価を経ることや安定的な事業予算の確保が課題となり、ILCの実現に向けた進展も睨みながら、所要の検討を行っていく必要があると考えています。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>9 道路・河川の整備について</p> <p>9-2 県管理河川の整備について</p> <p>平成28年の台風第10号の被害により、改めて河川整備の重要性が認識されたところであるが、今回の豪雨災害では、特に河川内の土砂や立木が被害を大きくした要因のひとつであるとの指摘があり、今後は堤防の整備と合わせ、土砂や立木の撤去、河道掘削などの対策を講じていく必要がある。</p> <p>よって、県においては国に対し整備に必要な財政支援を求めるとともに、県単独の事業を積極的に行うよう要望する。</p>	<p>県では、河川内の堆積土砂や立ち木の除去については、計画的に実施してきているところですが、平成28年8月の台風第10号災害等、近年全国各地で豪雨災害が発生しており、災害の予防的措置として、その重要性は増しているものと認識しています。</p> <p>このことから、県では、現在、県単独費で実施している河道の堆積土砂撤去など、大規模災害に対する防災・減災対策に資する事業について、防災・安全交付金等による財政措置を拡充するよう国に対し要望しているところであり、今後も継続して働きかけていきます。</p> <p>また、県管理河川の河道掘削及び立ち木伐採については、平成29年12月の洪水減災対策協議会において策定した取組方針に基づき、河川巡視等により河川の状態把握をし、緊急を要する箇所から計画的に実施し、引き続き適切な維持管理に努めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>